

## 奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局規程(案)

平成22年3月16日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約(以下「規約」という。)第8条の規定に基づき、奈良中心市街地公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、奈良県道路・交通環境課長をもって充てる。

3 事務局員は、奈良県道路・交通環境課及び奈良市交通政策課の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、奈良県において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月22日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者				
奈良中心市 街地公共交通 活性化協 議会 会長之印	<table border="1"> <tr> <td>議 会 会 長 之 印</td> <td>通 活 性 化 協</td> <td>街 地 公 共 交</td> <td>奈 良 中 心 市</td> </tr> </table>	議 会 会 長 之 印	通 活 性 化 協	街 地 公 共 交	奈 良 中 心 市	楷書	21×21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長
議 会 会 長 之 印	通 活 性 化 協	街 地 公 共 交	奈 良 中 心 市							